

発委第8号

発案書

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」に関する意見書

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

平成25年12月5日提出

提出者 可児市議会総務企画委員会
委員長 山田 喜弘

可児市議会議長 川上 文浩 様

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」に関する意見書（案）

可児市は東海旅客鉄道株式会社が示した中央新幹線環境影響評価準備書において示された計画に対し、史跡の環境保全や非常口の設置箇所の変更などを事業者へ要望してきた。その要望に対し、平成 25 年 11 月 25 日に「中央新幹線環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」が公表され、その中では準備書に示された計画でリニア中央新幹線建設計画を進めることが改めて示されている。

可児市内においてリニア中央新幹線が地上部を走行する計画となっている久々利大萱地区は、陶芸家が多く居住する自然豊かな里山集落で県指定史跡「大萱古窯跡群（牟田洞窯跡・窯下窯跡・弥七田窯跡）」の存在する場所である。

また、同地区は、安土桃山時代から志野焼に代表される「美濃桃山陶」が焼かれており、特に日本美術の代表作と評される国宝「卯花塙」（三井記念美術館蔵）は牟田洞窯で焼かれたと言われている。

つまり、この地区は美濃桃山陶の聖地であり、現在の自然環境や景観を保全することが、貴重な文化遺産と芸術活動として根付いている文化財産を守ることにつながる。もし、リニア中央新幹線がこの地区を地上走行するようであれば、将来にわたり禍根を残すことになる。

また、大森地内に建設が予定されている非常口および換気用の建築物は、住宅団地に近接していることから騒音・振動による住環境及び景観、さらには付近のため池の機能が損なわれる。

以上のことから、次の項目について国および県においては、事業者計画の変更を求めることを強く要望する。

記

- 1.久々利大萱地区において地上部を走行する計画を変更し、地下トンネルとすること。
- 2.大森地内に建設が計画されている非常口および換気用施設の位置を変更すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 5 日

岐阜県可児市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 下村 博文 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
環境大臣 石原 伸晃 様
文化庁長官 青柳 正規 様
岐阜県知事 古田 肇 様